

第10回
食品表示一元化検討会

平成24年6月28日（木）

午前10時00分 開会

○池戸座長 それでは、皆さんおはようございます。定刻になりましたので、ただいまから第10回の食品表示一元化検討会を開催したいと思います。

今日の出席状況ですけれども、上谷委員、それから迫委員から欠席の御連絡をいただいております。

本日は、加工食品の原料原産地表示、それから栄養表示の検討の方向についての資料を事務局に作成していただきましたので、これらに基づいて御議論をいただきたいと思っております。

なお、本日は、12時に終了予定としておりますので、円滑な議事の進行に御協力のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、ここで、カメラの方につきましては御退席をお願いしたいと思います。報道関係の方も座席の方にお戻りいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

(報道陣退席、移動)

○池戸座長 議事に入る前に、まず、事務局より資料の確認をしていただきます。

○平山企画官 資料の確認をさせていただきます。

お手元に議事次第を配付しておりますけれども、その一番下に配付資料一覧というものがございます。今回は資料は2つ、まず、資料1といたしまして、「新たな食品表示制度における加工食品の原料原産地表示についての方向感(案)」、それから、資料2として、「新たな食品表示制度における栄養表示についての方向感(案)」を配付しております。

それから、鬼武委員、森委員、森田委員、山根委員より資料を御提供いただいておりますので、この資料につきましては、卓上にのみ配付しております。

なお、ホームページ上への掲載等につきましては、各委員と御相談して決めたいと思っております。

よろしゅうございましょうか。議論の途中でも、資料の落丁、あと欠落等ございましたら、事務局の方までお知らせいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○池戸座長 よろしいでしょうか。

それでは、初めに、「新たな食品表示制度における加工食品の原料原産地表示についての方向感(案)」という資料に基づきまして、事務局から御説明をいただきたいと思っております。

○中村委員 座長、ちょっと長官がいらっしゃる間にどうしてもお聞きしたいのは、この検討会に課せられた役割というのか、すなわち閣議決定されている内容に、検討会自体は、平成22年3月30日の消費者基本計画という閣議決定に基づいてこの検討会をやっておられるわけですね。そうであったとしたら、検討会自体の性格が、その閣議決定と違うことを決めたりすることができるような検討会なのですか。この性格について長官に伺いたいと思います。議論に入る前に、ここの役割ですよ。

○池戸座長 この件につきましては、一番最初の検討会において事務局から御説明はあつ

たかと思えますけれども、せっかく長官が来られていますからお聞きしてもよろしいでしょうか。

○福島消費者庁長官 今日最後までおりますので。

○中村委員 そうですか。失礼いたしました。お忙しいと思ったので、すみません。

○福島消費者庁長官 いるうちにということですが、お気遣いなく。

○中村委員 わかりました。

○福島消費者庁長官 当然、閣議決定を踏まえたものですので、閣議決定を踏まえた議論をしていただきたいというのが私どもの立場です。ただ、何か議論に枠をはめて、一つひとつの発言で、今の発言は閣議決定とどうこうというような堅苦しい話ではなくて、自由に大いに議論していただきたいのですが、議論の目的自体は、閣議決定を踏まえてということですので、それは、当然おっしゃるとおりだと御理解いただきたいと思います。

○中村委員 ありがとうございます。すみません、座長。

○池戸座長 よろしいですか。ありがとうございました。

それでは、最初の原料原産地の方の説明をお願いしたいと思います。

○平山企画官 資料1について御説明申し上げます。資料1「新たな食品表示制度における加工食品の原料原産地表示についての方向感（案）」でございます。

まず冒頭、1枚目でございますけれども、これまでの経緯ということで整理しております。

まず、最初の○でございますけれども、前々回、第8回でございますけれども、たたき台案ということで、まず、誤認防止を義務付けの根拠とするという考え方をお示したところでございます。点線の中に囲ったものが、その関係部分の抜粋でございます。それで、第8回検討会で御議論いただきました。そこで一番多かった御意見として、このたたき台案の記載内容では具体的な義務化のイメージがわからないという御意見をちょうだいいたしました。また、それ以外に委員の中から、そこにございますように、例えば「原材料に価格差があって、それが最終製品の価格に反映されていないと疑いがあるもの」とか、あと、例えば「冠表示がある食品」というものを考えてはどうかという御意見があったところでございます。

こういったこれまでの経緯を踏まえまして、2ページ目以下でございますけれども、別紙ということで具体的イメージを整理いたしましたので、これについて御議論いただければと思っております。

別紙「義務化の具体的なイメージ」でございますけれども、まず、消費者から見たとき、原料原産地の誤認を防止する観点から、2の方式がございまして、(1)の方式により、あるいは「これと併せて」というのは、(1)の方式と(2)の方式の併用、あとは、「又はこれに替えて」というのは、(1)の方式か(2)の方式かどちらかを選択するというもので、いろいろ組み合わせがあるのですけれども、いずれにしても(1)の方式なり(2)の方式をもとに、原料原産地の表示を義務付けるということを検討してはどうかとしております。

まず、(1)でございますけれども、これは、指定加工食品に原料原産地表示を義務付ける方式ということでございます。まず、その義務付けの根拠、アでございます。国産の加工品につきましては、皆さんが店頭で御覧になりますように、製造業者名とか販売業者名が付されているということでございますので、一般の消費者が加工食品の表示を見て、加工食品の原産国、すなわち、加工地でありますけれども、それが日本である、国産であるといったときに、更には原料の原産地も日本であるという認識、そこにおそらく誤認があるということだろうと思っておりますので、その誤認を打ち消すために原料原産地を表示していただくと思っております。

それから、指定のメルクマール、これもそこに2つほど載せてございますけれども、やはり誤認する可能性としては、こういったものがあるのではないかとしてございます。

まず、(ア)でございますけれども、一般の消費者から見ると、そこに3つほど例がございますけれども、調味、それから塩蔵、あと乾燥等簡単な加工行為を行っただけの場合には、加工食品とその原料の原産地を同一視する傾向がある。一般消費者は、単に味付けしただけで加工地が変わってしまうということは、まさか味付けしただけで加工地が変わるのではないということで誤認するということがあると思っております。

それから、(イ)のところは、国産原料と海外原料で価格差がある。それが、一般消費者側から見ると、加工食品の価格にも原料の価格差が反映されると見る傾向があるケースでございます。

それから、(ウ)、これは義務付けの対象の原料でございますけれども、ここは、原材料に占める重量の割合でいきますと、トップの生鮮食品、そこに首位原料とございますけれども、基本的には、そのトップのものについて原産地を書いていただくということにしたらどうかと思っております。

それから、義務付けの手続でございますけれども、例えば、加工度が低く、生鮮食品を主原料とする加工食品について、関係者の皆様方に、一般の消費者が最終製品である加工食品の加工地と原料原産地が同じであると誤認する可能性が高いかどうかを御議論いただいて、これについての可能性が高いだろうというものについては、品目を個別に指定することにしてはどうかと思っております。

1枚おめくりいただきますと、オというところで、現行要件との関係性ということがございますけれども、現行制度との比較でいきますと、まず、現行制度では品質の差異というものが大きな要件になっておるのですけれども、それが限定されないということとか、あと、重量の割合、これは今、基本的に50%以上というルールがございまして、そのルールに限定されない。ですので、首位原料が重量比で5割以下、例えば、2割、3割でも、トップであれば表示していただくということを考えているところでございます。

それから、(2)に参りますと、指定加工食品のうち、一定の強調表示がされているものに原料原産地表示を義務付ける方式ということでございます。この「指定加工食品のうち」というのは、(1)の食品のうちということではなくて、(1)と(2)の大きく2つの別の

カテゴリーがあると御理解いただければと思っております。

(2)ですけれども、ある程度加工度の高い食品であっても、国産の加工食品に加工地の地名、どこどこで加工したということが積極的に表示されている場合については、その原料の原産地も日本であると誤認される可能性が高くなると。やはりそういう積極的な表示がある場合には、そういった誤認を打ち消すために原産地を書いていただければどうかと思っております。

そこに、アとして、その例を示してございますけれども、特定の加工地を強調して表示している食品ということで、「りんごチップス」というものを例として示しておりますけれども、例えばA国産、これは海外のリンゴを使用して、それを輸入してB県で加工、乾燥させたというようなりんごチップスといったときに、「B県加工」と書いた場合、そのことによって、B県もしくはその近県でとれたリンゴを使っているのではないかというような誤認がある場合は、やはり原料についても、海外産であれば海外産であることがわかる「A国産」ということを表示してはどうかと思っております。

イのところ、義務付けの検討につきましては、これは(1)と同様ですけれども、個々の品目によっていろいろなケースが想定されますので、個別に議論して規制していくとはどうかと思っております。

以上、この資料を踏まえて御議論いただければと思っております。よろしく願いいたします。

○池戸座長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして御意見、御質問ございましたらどうぞ。丸山委員。

○丸山委員 たたき台、イメージを出していただいて、しっかりとしたまとめにしていき、討議を深めるという意味で、3つちょっと教えていただきたいと思います。

1つは、今回、義務付けということで検討に入っているわけですけれども、実際のところ、私たちの食生活は、製品、半製品、そして原料という形でかなり輸入食品に頼っているのも実態だと思うんですね。そういうときに、いわゆる製品、特に製品が多いと思えますけれども、いわゆる輸入品についても同様にそういう義務付けというようなものが実現可能なのかということについて教えていただきたいところが1つです。

それから、2つ目は義務付けであります。いわゆる業界団体における自主的な努力を支援するというのを更に義務付けとしていく、その意味合いについて、もう一度、すみません、確認のために教えていただきたいということが2つ目です。

3つ目は、品質の差異というものが出てきます。それで何となくわかったような気にもなるのですけれども、なかなかその部分の差異がある、なしというのは、かなり価値観も含めてであろうかと思うんですが、その辺の品質の差異というものの考え方についてちょっと教えていただければ。

その3点をお願いします。

○増田課長 原料原産地が加工品である輸入品に義務がかかるのかというお話については、

現行のルールにおいては、輸入加工品については義務がかかっていないとなっております。

今、御提示している誤認が生じる場合というものも、基本的にここで想定しているのは、国産のもので、原料が国産であるか輸入品であるかというところの誤認に着目していますので、今回、提案しているものについても、国産の加工品を対象にするということを考えております。

それと、自主的な努力との関係ですが、自主的な努力を促すことは大変大事だと思っておりますが、特に、誤認が生じるような場面では、義務表示を考えていく必要があるのではないかと考えております。

最後の品質の差異というのは、今のJAS法の中で原料原産地の議論をする上でも常に議論になるところでございます。基本的には物の違いということなのですが、その範囲については、いつも議論の対象になっているところですが、それゆえ、品質の差異にかかわらず、誤認が生じるような場合と書いてあるのですが、原料原産地の義務付けの対象になる場合を広げていくことはできないかということをお提案しているということで、品質とは何かの議論をすると、それだけで議論は尽きないぐらいでございます、必ずしも統一見解になっていないところがございます。

○池戸座長 よろしいですか。では、中村委員。

○中村委員 誤認惹起が一番大きな問題だと僕は思うのです。加工度で考えると、そういうことではなくて、例えば、消費者が流通でサンドイッチを買ってくると。では、ハムサンドにしようか、野菜サンドにしようか、チキンカツサンドにしようかと選択するわけです。例えばチキンカツサンドをとったときに、チキンカツのそのチキンそのものもタイであるし、チキンカツまで例えばタイでつくってきて、それで国内で加熱をして、ソースをかけて、それでサンドイッチにしたというチキンカツがあったとしても、消費者はそうであることがわからないわけですし、まさかそれが、例えばタイでやっているということはわからないわけですね。だから、これだったら国産ではないかと思ってしまう。やっぱりその誤認惹起の問題をきちんとやる必要があるのではないかと思います。

例えば、また更に言えば、惣菜で買ったなら原産国がわかっても、弁当で買ったなら原産国が判明しないという例は多々あると思うんですね。だから、特に僕らは、高齢化社会になってきて、これからお弁当の利用というのは随分多いと思うので、その辺の誤認惹起が現実に起こっているわけですから、やはりこれは、不公正な取引というのか、公正な取引をやっていくという観点からすれば、先ほどおっしゃった品質とかということではなくて、誤認惹起が起こるか起こらないか、あるいは現実に起こっているわけなので、そこを解決することを是非とも考えていただきたいと思っております。

○池戸座長 二瓶委員。

○二瓶委員 関連してですけれども、今回、この義務化の具体的なイメージということで出ているのですけれども、例えば(1)のAで、義務付けの根拠で、原産地とか加工地とか、誤認を打ち消すために云々とありますが、産地偽装とか虚偽表示は全く論外としても、現

実に誤認を惹起する著しいケースというのがどれほどあるのかよくわかりませんが、あるいは監視業務の方でいろいろ把握されているのかもしれないけれども、具体的なイメージという割にはあまりイメージできないのですね。だから、その必要性をあまり強く感じないことになってしまうのですけれども、現行制度でもJAS法の品質表示基準のQ&Aを含めて、こうした原産地と加工地とかの混同とか誤認を防止することが書かれておりますし、事例も出されていますし、現行法でも規制されているわけですね。その制度自体がまだ不備なのか、運用が不十分なのか、そういうふうにおっしゃりたいのか、それはわかりませんが、これはまたずっと前の議論の繰り返しですけれども、やはり現行制度がどうなっているのか、どういうふうに運用されて、何か問題があるのかというレビューがされていないまま来ていることが問題だと思います。

したがって、仮に原料原産地表示の義務対象品を増やすにしても、現行のルールでも適宜拡大してきたわけですよ。それについて別な要件が必要になってきたというのはあるのだろうと思うのですけれども、いずれにしても、法律で高らかにうたわなくても、今の制度の運用の中で見直しは十分やっていけるはずだし、やってきたわけですね。それについてどうお考えなのかと考えます。新たな食品表示法を一元化してつくっていくことについて、こうした議論がずっとあったわけですが、その足かせになってはいけないと思うのですね。現行法で、現行制度で見直しは可能だと思いますので、そういうことについてどうお考えになるか、意見とダブりますけれども、そのように申し上げたいと思います。

○増田課長 現行のルールですけれども、産地を表す名称であって、産地の意味を誤認するような表示をしてはいけませんというルールはあります。それゆえ、加工地という意味であれば、加工地としてきちんと表示して下さいというルールはありますけれども、現行、そういったことを表示するときに、原料の原産地を必ず表示することという明示的なルールは、その規定ではございません。

産地を示す名称であって、産地の意味を誤認するような表示はしてはいけませんというルールの運用で、一律に原料原産地を表示するというのは困難であると思いますので、表示させるのであれば、ルール化の議論をする必要があるのではないかと考えています。

もう一つ、今の加工度の低い食品と重量50%というのは、原料原産地の対象品目を具体的に指定するに当たってのルールとして、審議会や共同会議において決まっているものでございまして法令に規定されているというものではありません。法律に規定していき、それから告示に規定していくというより、ある意味では、もっと下位レベルでの議論になっているものでございます。

○二瓶委員 では、現行の原料原産地の対象品目、平成16年ですね、基本的には20品目が決められて、あとで追加されてきたと。今おっしゃるようなことはわからないわけではないですけれども、その平成16年のときの農林水産省の告示では、いわゆる当時20品目なら20品目、その別表にある加工食品について、製造及び流通の実態、消費者の関心、国際的な規格の検討の状況等を踏まえて必要な見直しを行うものとなっておりますね。そこ

では、今おっしゃったような、単に品目を増やすだけではなくて、考え方も見直すということが含まれているのではないのでしょうか。つまり、告示レベルで手直しができる話でしょうと私は言いたいのです。

○増田課長 どのレベルで直す必要があるかと言えば、告示は品目について規定しているだけですので、考え方が変わって品目が変われば、もちろんその部分の告示がありますけれども、考え方自体は、審議会における選定の考え方ですので、考え方自体は告示にも書いておりませんので、要するに指定の考え方を直せば、告示の改正で規定するというものではないということです。

○二瓶委員 しなくてもではなくて、すればいいでしょうという話です。

○増田課長 告示に書くこともできますけれども、今の考え方、今の位置付けで言うと、別に告示を改正しないとできないとかということにはなっていないということです。

○池戸座長 今の二瓶委員の御意見は、現行の品質表示基準についてということと、今までの議論は品質表示基準以外のものの誤認という議論もありますねということを含めてというようなことでしょうか。

○二瓶委員 ここで直接議論することではないかもしれませんが、他に景品表示法でも、優良誤認ということで結構幅広く規制があるわけではないですか。だから、さまざまな規制があるので。品質表示基準を含めて、それらを見直すことや何かでかなりのことができるのに、今回、更に考え方云々となっていますけれども、それにしても具体的なイメージとしての事例がピンと来ないのです。将来、そういう誤認を惹起するものがもっと多くなるだろうみたいなことなのでしょうけれども、この文章からは、何かあまり切迫感を感じられないですね。

○池戸座長 要するに、現行の制度からやれるのではないかという御意見ですね。

○二瓶委員 はい。さまざまな、いろいろなことを、優良あるいは誤認を惹起するというようなケースはあると、それは今までの監視業務や何かの実績の中でもかなり把握できるのではないですかということも1つあります。だから、やはりフィールドというか事実に基づいた、実績に基づいたものから出てこない、具体的なイメージとしてはとらえにくいのですねということをお願いしたかったのです。

○池戸座長 その意見に関連してでも結構です。どうぞ、森委員。

○森委員 ただいまの二瓶委員の、これまでの原料原産地表示の検討に関連して、今回、私からは資料を机上配付させていただきました。いくつかあるのですが、その中の1ページ目のIの1のところがございますが、これは、今までの原料原産地にかかわる表示の検討を振り返ってみると、かつて原料調達先のグローバル化が進展する中で、加工地を強調することで原料の原産地との誤解を与えるような産地表示が行われているものがあるためということで、平成12年3月に「原料原産地の表示のあり方」、加工食品の原料原産地検討委員会の報告ですね、これが示されたということになっております。この報告を踏まえて、個別品目ごとの検討を経て、農産物漬物とか、今回例にも挙げられておりま

すようなウナギのかば焼き等 8 品目に、原料原産地表示が義務付けられたということです。

ただ、その後、消費者・事業者双方にとって、個別品目ごとの検討では、対象品目であるか否かがわかりにくく、多種多様な品目を個別に追加していく方式にも限界があるとされ、平成16年9月に、先ほど出ておりますような品目横断的なルールが策定されたということで、このとき、要件Ⅰとか要件Ⅱが決められたということになっていると思っております。

そういうことから、原産地に由来する原料の品質の差異が、加工食品としての品質に大きく反映されていると認識される20食品群、現在は22まで拡大しておりますけれども、そこに義務表示が拡大されてきたと。今までずっと広がってきていますということでございます。

2.として、今般の「方向感（案）」、これは原料原産地の方向感（案）でございましてけれども、そこに示されている個別の義務付けの対象品目を指定するとしているメルクマールは、先ほど申し上げたように、個別に判断するというところでございますので、そうなる、かつて消費者あるいは事業者双方にとって、対象品目であるか否かがわかりにくい等とされた個別方式に逆戻りするということとして、基本的には、ルールの透明性や行政の予見可能性を確保する観点から、どうもこの御提案は不適切ではないかと考えてございます。

そういった記述があって、いくつかその他ございますけれども、基本的には、この検討会においていろいろ議論がなされてきているわけですが、そういった中身、冒頭にまとめてはいただいているのですけれども、ここの検討会での議論がなかなかこの案の中には反映されていないということで、唐突に誤認防止を義務付けの根拠とするという考え方が示されておりますが、このような内容を拙速にとりまとめるということでは、関係者の御理解を得られないのではないかと思います。別途、関係者、専門家を集めて専門的な検討の場を設けていただいて、生産加工の実態、食品製造事業者の実行可能性、それから消費者の利用実態、社会的コスト等の検討を十分に重ねていく必要があるのではないかと考えております。

後ほどまた、個々の項目についてはいろいろ御質問等をさせていただきたいと考えております。

○池戸座長 その関連で山根委員。

○山根委員 今回、誤認防止ということで御提案ですが、その誤認の解消ということは大事なことだとは思いますが、そこに限定されていることで、ちょっとこのイメージでは、今後どう進んでいくかというのが見えません。

私は、机上配付をお願いしました中にも、3ページのところに書かせていただきましたけれども、多くの消費者が加工食品の原料のトレーサビリティの確立とそれに基づく原料原産地表示というものを求めていますので、それに応じるということできちんと大転換、舵を切っていただきたいと思っております。そのための検討会でありまして、選定要件をどう見直すかということで議論をきちんと進めていただきたいと思っております。これまで農林水

産省の方でも積極的なこうした産地の情報提供等をしている業者を表彰する等してきているわけですね。そういった努力とか経緯を無駄にはしていないと思っています。

そして、原則全てにおいて義務化というのが望ましいと思っていますけれども、例えば、消費者の要望の多いもの、これは消費者庁の方の資料でも、例えば果実飲料であるとか、食用油であるとか、また、日々食卓に上るもの、また冷凍食品等、そういったものに是非義務付けしてほしいというのがたびたびあがっているところでございます。

そして、事故等もあったことから、東京都では条例で冷凍食品に義務付けをしています。そしてその東京都の条例のときも、こういった義務化は食品業界全体の取組として進めてほしい、そういった促進もこの条例のねらいとするということに書かれております。そういったことで是非進めるべきだと思っています。

資料も配らせていただいたのですけれども、皆さん御案内と思いますけれども、韓国の方では取組が進んでおります。商品名を書かれたものを配らせていただきました。これは、日本農業新聞の記者の方が調査をされて、生活クラブ生協の方が翻訳してくださったものですが、韓国では、農産物加工品に258品目義務が既にできている。プラス水産加工品にも義務化がかかっていると。そういったことができているわけです。価格差、コストということもたびたび言われますけれども、それも3ページにありますように、韓国の調査によりますれば、コストは0.07~0.25%にすぎないという報告が出ています。生活クラブの方のお話でも、単価500円のものの場合、かかるコストは0.35~1.25円だといったお話も聞いております。決して無理なものではございませんし、消費者のためにきちんと情報提供するところを消費者が応援していく、行政もきちんと開示をさせてきちんと情報提供を見ていくということで進めていただきたいと思います。

○池戸座長 では、森田委員。

○森田委員 今回示されました誤認ということで、基準をつくるということなのですが、これまでの説明と違う新しいメルクマールも出てきました。前回では、事務局より、かつての共同会議で示されたⅠとⅡの要件にとどまらず、誤認しやすい商品を対象とするということで、ある程度、加工度の低い加工食品で、そう大きくジャンプするものではないという御説明がありましたけれども、今回示された方向案では、例えばメルクマールの2ページの(1)のイの(イ) 価格差という新しいメルクマールが加わってきています。この価格差というメルクマールに関しては、きちんと検討していません。それから2要件の50%以上というものもなくなりますし、品質の差異ということもこれでなくなるということで、これによって誤認ということで新たに品目を義務付けることができるということになります。これも前回の説明とは違うのではないかと思います。

また、50%以上の要件が、これまでの選定品目22品目、食品群プラス4品目との整合性をどういうふうにするのかということ、ここもよくわかりません。今までのものは50%以上がかかっている、これからのものが50%がかからないのかということもわかりません。

新たな価格差というメルクマールに関してですが、これを選定要件にすると、今までの

実行可能性というところの議論がなくなってくるわけです。加工度が高かったり、複数の原産国で原料をブレンドしてやっているような食品群、例えば果汁とか植物油とか、そういうものも当然価格差はあるわけですから、価格差で誤認ということでは、誤認ということだけでそれを選定品目とできてしまうということになりかねません。そういうこと、正確に表示できないというのは、結局事業者のできないこと。できないことを事業者に求めることは、事業者の偽装表示を招くことにもなりますし、それは消費者の利益にもならないと思います。

今回、まず価格差というメルクマールが入ったこと、それから50%を全部とって、主原料というところで議論しているというところは、これまでの議論とはもう明らかに違う。大きくジャンプするものと私はこれを見て思いました。誤認というのは、もうそれぞれ人によって、先ほどのそれぞれの委員の発言によってもわかるように、全然感覚が違う、その誤認というものを物差しにして固定の品目を決めていくというのは、今までの共同会議の議論とも違うし、今までの検討会の議論とも違いますし、中間報告で出た国民のパブリックコメントでもその話は出てきていません。これがいきなりこの時点で出てくるということに関して、やはりとてもそのやり方に問題があるのではないかと私は思っています。

○池戸座長 今、価格の方の話まで来てしまっているのですけれども、かなり具体的な案という形で今回お示ししていますから、確かに唐突なところがあったと。それも含めて御意見をいただければと思いますので。どうぞ、市川委員。

○市川委員 今、述べられた森田委員の意見に同感です。これまでのこの検討会の議論というものは、義務化や拡大に対して否定的というような、今回の案のところにも冒頭書いてありますけれども、そういう方向で来ていると思っております。にもかかわらず、本当に今回まとめられている方向感案とする内容には、これまでの検討会の大方の検討結果というものがきちんと反映されていない上に、今、森田委員もおっしゃった誤認防止というそれが、いきなり出てきたという感じがしています。

かつ、これから手続を個別指定していくというところまで書かれております。消費者を誤認させるかどうかという、これは消費者の主観的な部分というものが非常に大きいものだと思っています。主観というのは人によってそれぞれですし、そういうものを、要は根拠にするようなこの原料原産地表示の義務化というものには疑問を感じます。

消費者庁ができたときの2009年に、内田長官宛てに私どもは優良誤認の措置命令について公開で質問書を出しております。あるコンビニで国内産のものではない鶏肉を使っていたのに「国内産」というような表示をしたということで、措置命令が出されたというものです。私たちは、その措置自体は当然だと思っております。ただ、優良誤認とみなす理由として列挙された事実の一つに、「我が国で肥育された鶏の肉は、外国で肥育された鶏の肉に比べて一般的に安全性が高い」ということが述べられているのです。私たちは、実際に安全性云々というそこまで書かれるのであれば、その根拠をお示し下さいという質問を出したのですが、明確な御回答をいただくことができませんでした。

このように、優良誤認という「誤認」という部分は、非常にあいまいな部分を含むものだと思っております。そういうものをだれが客観的にきちんと判断できるのでしょうか、認定できるのでしょうか。私はこのようなあいまいな判断によらざるを得ないような誤認を根拠に据えるような原産地表示の義務化については、これは拙速に義務化を進めるべきではない、もちろん拡大もすべきではないと考えております。

○池戸座長 鬼武委員。

○鬼武委員 卓上配付の資料で少し最初の部分をコメントさせていただきたいと思えます。

実はこのコメントペーパーをつくるに当たって、ちょっとこの資料の構成を一応考えておりますので、全部が今日の午前中の中で多分言い尽くせないと思っておりますので、そういう面では、資料も後ろの方につけておりますので、是非事務局の方は後ほど見ていただいて、参考にもしていただければと思っております。

最初の流れからいきますと、6ページまでが今回の消費者庁の方の事務局から出された方向感に対する中身についての理解はどういうふうにするべきかということで書いたものでありまして、その次の資料1のところは、一応これまで議論してきた、実は農林水産省と厚生労働省の共同会議のところからずっと全部この間、資料を読み返してみまして、そこで議論されてきたことについて書かれているもの、それから、その一部として、一回は原料原産地についてもWTO通報していますので、その中身も一応書いています。

それから、資料2の方は、これも私も最初から言っていたのですけれども、現行の義務表示をされている加工食品の原料原産地をレビューしてほしいというのがあったのですけれども、実際に世の中で売られている商品は、一応全部表示をつけていますので、それも後で見ていただければと思っております。

それで、ちょっと前段が長くなりましたけれども、最初に戻っていただいて、まず、事務局の出された具体的なイメージのアのところ、(1)指定加工食品に原料原産地表示を義務付ける方式ということでアということが5行ぐらい書いてあるのですが、これは普通の人には理解しにくいので、ちょっと下で赤の方に書いてみました。これが、事務局でこういうイメージがどうか後で御返事をいただきたいのですけれども、私が思うのは、「一般消費者は、輸入された加工食品には、輸入品である旨の表示が義務付けられているので、当該の加工食品の原材料を日本産であると誤認することはない。しかしながら、国産の加工品については、製造業者名、販売業者名の表示をみて、一般の消費者は、当該の加工食品の原産国は日本であると認識する一方、その加工食品の原料原産地が日本でないにもかかわらず、その原材料を日本産であると誤認する場合がある。一般の消費者が、このような認識（誤認）をしないようにするために、原料原産地の表示が必要かも知れない」、まず、こういう文章でいいかということですね。

ここで提案されているのは、まず、これが、原材料が日本産であるか否かを消費者が認識できるようにするための今回、表示制度を定める必要性があるということの理解でいいのでしょうか。ちょっとこれはすごく大きな点だと思えます。

しかしながらですけれども、これは何度も言っていますけれども、今の国際的なルールとかということから言うと、原材料が日本産であるか否かを消費者が認識できるようにするための表示は、外国産の原材料と日本産の原材料を差別することになる場合もあると思われるので、そのような表示の正当性については、現在のWTOの関係からは簡単に国際的には認められてきていません。したがって、コーデックスの中でも、原料原産地表示においても、その議論は注視されてきています。

そこで、日本が考えたのは、原料原産地については、国内に限って加工されもしくは生産された食品に限ってにおいて、JAS法の範囲でその拡大を議論されているのが実情であったということを多分認識してもらわないといけないということなんですね。

繰り返しになりますけれども、輸入食品にも原料原産地表示を義務付けていなくて、公正なバランスのとれた制度となるか、逆に言えば、輸入品にも原料原産地表示を義務付けるということであれば、また、それは話が別でしょうけれども、先ほど増田さんがおっしゃるように、WTOの関係でそれは無理だということなのだろうと思います。

そういう点から言うと、消費者が誤認するかもしれないという根拠に基づいて輸入品には原料原産地を義務付けをせず、国内で加工・生産された食品のみ原料原産地表示を義務付ける制度というのは、客観的に見て、国内の事業者には過度な負担を課すことになるし、不公平な、バランスのとれない、ロジックのないとか、そういう制度になるということも当然考えないといけない。事業者の中には、こういうことを強調して歓迎する事業者もあるでしょうけれども、一般的には、多くの事業者は、こういうことにおいて歓迎しないと思っていますから、そういう点から、このアの部分は、もう少し慎重に書かないといけないと思っています。

一応、コメントの最初の部分でございます。以上です。

○池戸座長 ありがとうございます。

その他。よろしいですか。

これは言うまでもないのですが、8回目の議論のところで、例の原料原産地の拡大の意味の中に誤認というものが対象となり得るということで、事務局から説明があったと思うのです。それに基づいて、もう少し具体的にというので多分この案ができていくかと思えます。

ただ、先ほど山根委員が言われた、誤認とは別に、消費者としては是非知りたいというところの要望があるのであれば、それに対してどうかというところの御議論も併せていただければと思います。

では、中川委員。

○中川委員 ちょっとこれまでの議論を知らないところもあるので、まず御質問したいのですが、出発点は加工食品の原産国は加工地であるという、現在のJAS法の記載のさせ方が消費者に誤認を招きやすいというのがこの出発点であるということですのでよろしいでしょうか。そうであれば、原料の原産地表示を義務付けるかということ以前に、そもそも法律

上、どのように加工食品について記載すればよかったか、これは加工地のみであって原料原産地について述べているわけではないということがわかるようにするというのをまず最初にやるべきことではないでしょうか。輸入品の例になってしまいますが、キムチについて、韓国からの輸入品と書いてあるので、原料は韓国だと思ったら白菜の原産地は中国だったと。これは輸入品の例ですけれども、国内の加工食品も含めて、そもそもそれが何についての原産国の表示なのかということ自体が紛らわしくないようにしておくことが先決ではないでしょうか。例えば国産品の場合、加工地は日本であるということだけ表示してあって、原料原産地は表示していないのだということ自体を明らかにするような工夫からはじめてはどうでしょうか。原料原産地はそこに記載しているわけではないのだという書き方に変えるというだけでも随分違うのではないかと思ったのですけれども、いかがですかね。

○増田課長 今回の加工品の原産地は加工品をつくった場所という意味ですけれども、加工品の原産地の書き方のルールは、輸入品については輸入国を表示する、国産品については原産地を表示しなくてもいいということになっております。ただ、表示する義務がないということですので、どこどこで作りましと表示することが禁止されているわけではないというものであります。

そういった中で、今までの原料原産地の議論は、私の理解でということになるかもしれませんが、基本的に国内でつくられた加工品については、原料も国産品ではないかという誤認が問題になる場合があって、その解決の手段として原料原産地を表示するべきだという議論があり、これまで22品目プラスアルファについて、その対象を拡大してきたというものであります。

今までいくつか御指摘をいただきましたので、ここで答えたいと思います。

今回の議論が非常に唐突ではないかという話について、私どもが考えた経緯を申し上げますと、原料原産地については、たたき台のときに、品質の差異の観点にとどまらず誤認が生じるような場合については義務付けるということを考えていくことはどうでしょうかということを示したところ、具体的にならないとわからないよという話がありましたので、その御意見を踏まえたのが今回の資料でございます。

品質の差異にかかわらずというところの、まさにその品質の差異で縛られているのが今の2要件、原産地に由来する原料の差異が加工品としての品質に大きく反映されると一般的に認識されるということと、製品の原材料のうち、単一の農林水産物の重量の割合が50%以上の商品であること。品質に影響を与えるものですから、それは50%、必然的にそれが50%なのかというのは一つの考え方かもしれないけれども、50%以上ですねということが、このときの要件の考え方と理解し、品質の差異にかかわらずというのは、この部分は、もし誤認が生じるような場面があれば、この要件に当てはまらなくても指定することができるようにしたらどうでしょうかというのが今回の考え方です。品質の差異にかかわらずという前回のたたき台の案を具体化したのが今の部分であります。

もう一つ、価格差がある場合というのは、前回このたたき台の議論をしたときに、主観的に誤認する、誤認しないというものもあるけれども、やはりある程度の人が、言ってみれば国内原料のものにプライオリティーを感じ、それが価格差に反映されているようなものであれば、やはり誤認を防止する必要があるのではないかというような、価格差に着目してはどうかという御意見がございましたので、それを書いたということです。市川委員もおっしゃったように、純粹に誤認というものを主観でやるよりは、ある程度それが一般的に誤認することの現象として、国産のものはある程度いいものだねという認識が反映されたものとして価格差が生じているのであれば、それを使うというのは一つの考え方のかなと思ってここに書いております。

いずれにしても、価格差なんかない方がいいとおっしゃるのであれば、必ず要件にならなければいけないというわけでもありません。また、品質という差異にとどまらずという観点から、必ずしも50%にこだわらなくてもいいのではないかというのが今の案ですけれども、何かパーセントの要件をつけた方がいいというのであれば、そういう方向で考えていったらどうでしょうかということだと思います。

もう一つ、現行の案は、品目を指定して対象を決めるいうものです。概念的なものをつくって、それに当てはまるものは全て義務表示をするというのでは明確性に欠けますので、一品一品必要性を検討していく、併せて実行可能性をその都度検討していくことにしたらどうでしょうかということその手続のところを書いております。もちろん、今この検討会の場で品目を決めるというではありません。

○池戸座長 鬼武委員。

○鬼武委員 私の資料の4ページのところの(イ)のところ、今、価格差のところを書いてあるのですけれども、8回目のところでそういう議論があったというのは議事録でも読みましたけれども、実際に、この場合、価格差があるということ自体は消費者は認識をしているから、これは、ロジックから言うと、原料原産地は逆に必要ないということになるのではないですか。この点については、そういうふうに私は思うわけです。

○増田課長 多分そのときの議論は、国産の原料のものと外国産の原料のものに消費者の価値観の違いがあって、その結果として加工品に一般的に価格差があるような場合において、消費者が、プライオリティーが低いと思われる原料を使っているにもかかわらず、高い価格のものを誤認して買うというような事態は避ける必要があるのではないかということです。価格差があっても、常に消費者が正しい選択ができる環境にあれば、それは問題ないと思います。消費者は、原料Aのものであれば100円払っても買いたい、原料Bだったら80円でないと買いたくないなど言っているときに、原料BのものにかかわらずAだと思って100円で買うような事態は避ける必要があるのではないかということです。一般的に価格差があるということと、その価格差のゆえんたるものを消費者が逐一商品で判断できるという場面は違うのではないかということです。

○池戸座長 どうぞ、森委員。

○森委員 ただいま価格差の話が出てきましたので、そのことについて触れたいと思いますが、その前に、先ほど増田課長さんからの唐突にということに関して、今回の資料は、第8回のときに、中身がよくわからないとの意見があつて具体的なものを出したというお話ですけれども、そもそも第8回の資料そのものが、今までの検討会の議論を反映していないという意味で唐突にということでございますので、今回のこの資料が唐突にということではないと御理解いただければと思っております。

それから、価格差のところでございますけれども、私の机上配付資料の方に書いてございますけれども、こちらの方向感（案）の2ページの(1)のイの（イ）のところに「国産原料と海外原料の間に価格差があり、一般消費者側は、加工食品の価格にも原料の価格差が反映されるとみる傾向がある」とあるわけですが、食品事業者は、もともと原料の購入においては、まとめて大量に購入することとか、また、一定期間購入する契約をするとか、そういったさまざまなコストダウンの企業努力をまずしているということがございます。

そのことと、また、農水産原料の国際価格というのは、需給関係により大きく変動がありまして、内外価格差も絶えず変動し、中長期的には逆転することもあり得ること等から、価格差を、ここでおっしゃっているように固定的な表示義務付けの対象品目の指定のメルクマールとすることは、不適切ではないかと考えております。

例えば、間もなくウナギがたくさん食べられる時期になると思います。この次のページにも、そのウナギのかば焼きの例が出ておりますけれども、おそらく皆さんは、国産のウナギの方が価格は高いと思われていると思うのです。けれども、最近というか、去年の暮れあたりから、実際に、これは生きたウナギでございますけれども、ウナギの卸の値段は、国産よりも、むしろ中国産、台湾産の方が高くなっていると。品質的にも、平均的な品質がそちらの方がいいというようなことが言われておりまして、そういったことも考えていただければ、この価格差をメルクマールにするということは、なかなか難しいのではないかと考えてございます。

○池戸座長 中村委員。

○中村委員 まず、価格差については、今おっしゃった部分、私自身もそう思うので、食品関連の仕事をしていましたから、必ずしも日本の方が高くはないと。時々、国産が安くなったり、乳関係なんかでもそういう事態が今起こったりしていますから、まさにそのとおりなので、ここからは外していただいた方がいいのではないかと思います。

しかしながら、そもそも論ですけれども、冒頭にも申し上げましたように、閣議決定に基づいてこの原料原産地を拡大していくということが施策として決まっているわけですね。加工食品における原材料の原産地表示の義務付けを着実に拡大しますと。それで、担当は消費者庁で、本件については継続的に実施しますということが消費者基本計画で決められているわけです。したがって、今回の資料1の書き方で、これまでの経緯で、検討会の中ではということ、それがまさに唐突な書き方であつて、本検討会がどうしてこういうこ

とを検討するに至ったかというところから書いてもらえば、これは、今回お出しになったものは決して唐突ではないなと思ったので、それは申し上げたいと思います。閣議決定から話をすれば、全然唐突ではない話だと私は思います。

○増田課長 私の意見というか、むしろちょっと皆さんにお伺いしたいところなのですが、前回、価格差の議論が出てきた背景は、誤認といっても、主観だけでやるのではなくて、一般消費者が、物をどう見ているかというのがわかる指標があった方がいいのではないかという脈絡の中で、価格差があるようなものは、原料についてそのプライオリティを消費者が感じているのであれば、それがはっきりわかった方がいいのというところ判断要素として、価格差が使えるのではないかという議論であったと認識しております。

一方、価格差があれば何でもやるのだということではございませんけれども、客観性としてこういうものを要件と書くのか、加味するのか、そういうことも考慮して判定しましょうねということなのかはともかく、ある程度こういう客観的なものがあった方が確かにいいのかなと思って書いたのですが、ない方がいいという感じなのでしょうか。

○池戸座長 では、田崎委員。

○田崎委員 震災以降、価格差だけではなくて、例えば優良とか安心とかの判断基準が、単純に国産とか外国産で比較できなくなっているということがあり、また、季節とか、それから生産量とか水揚げとか、原料については、価格差は流動的であるという要素もあったりします。例えば産地でいくと、近隣の自治体である県産と別の県産とがあって、そこでとれる農産物が遺伝育種学的にはほとんど同じもので、誤認も本質的にはないようなものが、差になってしまうことは、問題。もう一つは、先ほど森田委員もおっしゃったのですけれども、厳しい基準になれば、偽装の温床になってしまいます。

この点には配慮が必要であり、この（イ）の部分は慎重に対応していただきたいと考えております。

○池戸座長 森田委員。

○森田委員 私も価格差に関しては、価格は流動的であるということと、それぞれの会社の努力とかで、やはり商品によって違うということもあるので、合理的な理由にはならないので、この（イ）という要件は外していただいた方がいいと思います。

私は、前回、第8回で思ったのは、そのときに誤認をするものというのは加工度がそんなに高くないもので、誤認というようなものがあるだろうということで、前回はウナギのかば焼きということを一例に挙げられましたけれども、私は、今、消費者の立場からすると、どこを誤認するのかというと、例えば、今の22食品群のところの境界線にあるようなものです。例えば、後で出てくるりんごチップスでしたら、りんごチップスの乾燥品は現状で原産地表示が義務付けられるけれども、フライのものは義務付けられないというようなものがあります。

それから、牛のたたきは義務付けられるけれども、ローストビーフは加熱の程度が高いので義務付けられていないというのがあって、わかりにくい。22食品群のその周辺のとこ

ろに、境界のところに線引きがすごくあいまいなものがあって、それが実行可能な品目です。加工の程度が、熱をかけるのが途中だったら義務付けられて、最後までよく熱がかかったら義務付けられないというのは、やはりおかしいし、そこを誤認するわけです。原形をとどめていて、複合原材料じゃないようなものというのは、やはりまだ原料原産地表示を拡大するその余地が残っている品目が割とあると思っています。しかも実行可能な品目です。

だから、私は前回、第8回のお話をお聞きしたのは、まさにそのことをおっしゃっているのだなとイメージしていたんです。それが、ここの誤認のところのメルクマールの（ア）になります。低い加工度のもので、加工度が1つの工程ではなくて、例えば熱を多くかけたものとか、そういうものに関して品目を拡大していくのかなと思っていました。

私は誤認という新しい選定要件を加えることに関しては反対ではなくて、今まで閣議決定とかいろいろなことがある中で、品質だけではできないことで何か拡大していくということであれば、そういった22食品群の周辺の線引きのあいまいなところのものというのは、まだ拡大していく余地がある。それから実行可能性もあるもの、そういうものが残っているだろうと思っていて、そのことをおっしゃっていたのかなと思っていたのです。今回は、そのことを具体的にするペーパーが出るのかと思っていたのです。

先ほど唐突だと言ったのは、そこが出ていなくて、例えば価格というまったく新しいものが出てきたり、50%以上というものが取っ払われたりとか、そういうことが出てきたので唐突だと申し上げたわけです。その部分では、おそらく誤認ということ当てはめて、実行可能性の部分でまだ議論の余地が残っている部分があるというところに関して、品目を増やす。消費者からすると、何でたたきは義務付けられていて、ローストビーフは義務付けられないのだというのは、まさにそのところがわかりにくい、誤認を招くところがある。そのところを検討してもらいたいという部分で、拡大してもらいたいということでございます。

○池戸座長 ありがとうございます。

では、二瓶委員。

○二瓶委員 今の御意見に関連しますけれども、現行の原料原産地表示義務のある22品目、20品目時代から、膨大なQ&Aを読んでも、実務的には消費者の方もわかりにくいということもあって、それは行政にいろいろお尋ねしたりしてやってきたわけですがけれども、非常に大変なんですね。どうしても明確に区分できないところがあるわけです。

そういうこともあるので、新たにまたその基準を変える、要件を変えとなると、それも大変だなと思うのですが、何を言いたいかというと、この検討会も、本来であれば今日が最終回であったはずなのですけれども、そうはならないというのは今の到達点からわかりますけれども、確かに閣議決定で原料原産地の拡大というのが決められていることはわかります。先ほども申し上げましたけれども、義務化の具体的なイメージの中でも、なかなか具体的なイメージがなくて、現在どのような不適切な表示が多くて、そうした誤認

を招いているのかというようなことの事例もうかがい知れないですし、あるいは今後そういう誤認の可能性、誤認を惹起するようなことが不可避的なものがどういうふうにあり得るのかというのが、全然明確ではないと思うのですね。閣議決定そのものは重要なことですから重視しなければいけませんけれども、現実には品目を拡大して、その適正表示を徹底していくということであれば、ましてその対象品目についての考え方を抜本的に見直すのであれば、それこそこれまでの表示基準やそれに伴う Q & A なんかでカバーし切れないような膨大なボリュームにもなると思います。

したがって、これはずっと前の検討会でも申し上げたのですけれども、これ自体、併せて検討する課題になっていましたけれども、やはりもっと専門的なのか実務的な検討もできるような専門家チーム立ち上げてやっていかないと、この方向感というものも定まってこないのではないかと思いますので、是非、できれば共同会議のように、日常的に表示について評価したり、分析したり、課題を整理していくというような、何か日常的な組織というか、そういうものが必要なのではないかと思います。いずれにしても、本検討会で、原料原産地の拡大についてこのようにやるという明快なことについてまとまった案にはなりそうもないので、是非そういった、別途、引き続き専門家チーム等で熟議をしていくべきではないかと思います。

○池戸座長 手島委員。

○手島委員 私も森田委員の御意見に賛成なのですけれども、やはり今までの現行の制度という中で、共同会議等で22品目と決めてきた。その議論そのものをベースにして、その延長上の中で何が問題だったかというようなこと、その中の誤認もあるとすれば、その中で具体的な改善を含めるといような形で議論していくのがいいのではないかと考えます。

○池戸座長 中川委員。

○中川委員 先ほどの質問の続きなのですが、誤認を防止するといった場合の措置として、第1に、加工地か原料原産地かの誤認さえなければいいという解決策と、第2に、更に一歩進んで、原料原産地まで表示するかというのは違う話だと思うのです。今回は、目的としては誤認を防止する観点からと書いてあるのですけれども、そのための手段として、第2の選択肢、つまり原料原産地はどこかまで表示しろだけが掲げられていますけれども、その一歩手前に、今、原産国と書いてあるけれども、これは加工地のことで原料の原産地までは書いていませんよということがわかるような記載だけあればよいという選択肢もあるのではないかと。そうしたら原料まで誤解することはないだろうという選択肢もあるのではないかと。

先ほどのたたきとローストビーフの例ですけれども、ローストビーフの場合は原材料の原産地表示が義務付けられていないのですが、それは、原料原産地の表示も義務付けるべきというケースなのか、それとも、いや、それは加工地がどこだということだけ書いてあって、原料の原産地がどこかまでは書いていませんよということだけが消費者にわかれば、あとはそれでもいいというケースなのか。後者の場合、原料原産地までわからなくてもよ

い消費者は買うし、私は原材料も考慮したいという人は、そこまで表示しているものを探して買いに行くだろう、そこは事業者と消費者に委ねようというケースですね。その2つの解決策があって、前者の方、誤認さえしなければいいのだ、誤認防止なのだからという選択肢が抜けているかなという気がするのです。なので、単に加工地表示をもって、原材料表示と間違えるのを防ぐというのであれば、法律上義務付けられている現在の記載の仕方が、加工地だけなのに原料地のようにも見える書き方をすればよいとなっている、そこを変えれば済む話ではないかと思うのですけれども。

○増田課長 原料原産地の議論のスタートは、誤認を防止するためにどうするかという話で、委員がおっしゃるとおり「加工地」と書けば加工地とわかるではないか、およそ誤認はしないというのは、一般ルールとしては多分そうなのだと思います。ただ、ここで今までの議論で言えば、梅干しに「和歌山県加工です」と表示してあれば、消費者の一般的な理解から言うと、和歌山県で漬けた梅干しですと書いてあれば、それは梅も和歌山でとれたと多くの消費者は誤認するのではないかという議論から、こういう原産地を表示すべきという議論になっています。加工地か原料の原産地がそもそもわかりにくいような書き方をしてはいけないことは一般ルールとしてあって、その上で、更に加工地として明示していても消費者が適正に判断する上で十分ではないものとして原料原産地の表示のルールが設けられています。それゆえ、現状でも22品目という、多分、全食品から言うと、非常に限られた分野での義務付けになっているというものです。

○中川委員 梅干しみたいに、加工地ということ自体だけでは消費者は誤解し得るので、だから、加工地と原料の原産地の両方の欄は常にあるという記載方法にしてはどうですか。項目としてはね。原料については、原産地の表示義務がない商品の場合は、原料原産地の項目に例えば「(表示義務なし)」とかという表示を認めると。それで、書きたい事業者は書いて下さい、でも、書かなくたって別に処罰はされませんよという形で。そういう方法であれば、おまえのところは義務付けるぞという議論はかなりの場合、省けるのではないかと。いかがですか、結果的には厳しいかもしれませんが。

○森委員 中川先生の御意見に直接関連するということではないのですが、今の御意見は、3ページの(2)のところに関係するかと思うのです。これも、指定加工食品のうち一定の強調表示がされているということで、その加工地のことに触れているわけですが、先ほど森田委員からもお話がございました。この中で、「その誤認を打ち消すという新たな考え方」となっているのですけれども、これが私どもから見ると新たな考え方なのかなというところがございまして、もう既に原料原産地表示に関するQ&Aというのがございまして、その中で、例えば焼津産の干物といったときは、焼津産というのはあくまでも加工地ですよ。静岡県産とかそういったものはきちんと書いて、更にその原料の魚は、例えば海外の「〇〇国」というような書き方をしなさいという基本的な指導がされているわけです。

ですから、ここで新たに取り上げている意味は一体何なのかといったところを、特に新

たな考え方でというところが、何か別の物差しというか考え方が入っているのかどうか、その辺をひとつお聞かせいただければと思っております。

○増田課長 それは先ほどお話しした一般ルールで、そのときにどう書くかという話なのですけれども、確かに「〇〇県産」と書いて、そういうときには加工地なのか原料の原産地なのかわかりにくい場合には、両方書くか、「〇〇県加工」と書くか、はっきりわかるようにして下さいとQ & A等には書かれております。

私がおのときに申し上げたのは、そうなっているのについて、今の一般ルールの運用だといって、「〇〇県産加工」と書いたときにも、必ず原料原産地を併せて表示することというのは、今の一般ルールの範疇で行うのは困難で、新たに、今の一般ルールは告示のルールですから、告示としてきちんと書いていく必要があるのではないかと申し上げたかったということです。

それで、もう一点、前の方に戻るのですが、森田委員と手島委員から、今の範囲でも加工度が、今、指定されているもののもう一段というか、もう少し加工度が上がったようなものでも、指定していくことは考えられるのではないかとおっしゃられていらっしゃいましたが、今の要件である品質の問題ではなくて、消費者が誤認をするという観点で捉えることが適当ではないかということです。

今の要件では、消費者がそこを知る必要がある、誤認を防ぐ必要があるという本来のところと別の点が議論のハードルになってしまうので、品質というもので物を判断するという今の考え方を少し変えられないかということなのです。例として挙げられたものは品質の違いというわけではなくて、誤認される範囲として考えてもいいのではないかとということです。50%以上というルールを維持すべきでしょうか。

○池戸座長 中村委員。

○中村委員 今回の議論の仕方として2つあると思うのです。1つは、消費者委員会自身が、去年の7月6日の報告書では、JAS法に基づく現行の仕組みのもとでは更なる品目拡大を図ることには限界があるという御指摘が、消費者委員会の調査会の報告では出ているわけですね。だから、JAS法に基づいた今の考え方というのが、それではもう限界があるという指摘があるわけですから、それを超えて、例えばこの中では、消費者の商品選択に資するという趣旨を明確にすべきだとおっしゃっておられるので、議論の仕方が問題だと思っているのと、もう一つは、場所の話で、原産国とか、輸入品に限っても、議論の仕方として、製造所のことですね。国内品であれば、製造者がどこどこときちんと出てくるわけですが、輸入品にも2種類あるわけで、最終的な加工をしたものが消費者に届くようなものであっても、では、どこの工場で作ったかということは、輸入品についてはわからないわけです。ましてや固有記号を今使ったりしていますと、一番最後の販売者でしかわからなかったりが国内品でもあるので、この原産国あるいは原産地を議論するときには、製造所の話も絡めて議論していかないとまっく議論がいかないのではないかとというのが一つ。

それからもう一つ、議論の仕方として、加工度というのが、例えば弁当のように、すごく加工度がある意味では上がっているわけですから、そういうものと、単純に塩漬けか何かで日本に入ってくる。消費者にそのまま渡すものとか、その加工度の違うものもごっちゃに議論しているとなかなか議論ができないのではないかと。そうなってくると、これはこの消費者委員会でも御指摘のように、全ての加工食品の原料原産地表示を義務化するというので、できるだけ、どれが拡大できるかではなくて、全部やるにはどうかというような議論をしていかないといけないのではないかと思います。そのときに、今申し上げたように、原料の原産地の話だけではなくて、工場の名前まで書くか書かないかとか、前も議論があったと思うのですけれども、PBだからどうのこうのとか、PBでも、ある会社はつくっている会社も表示されているわけです。そういった議論まで含めてやらないと、この話はごちゃごちゃになるのではないかと思います。

○池戸座長 山根委員どうぞ。

○山根委員 優良誤認というようなことがたびたび出ているわけですが、実際のものよりも著しく優良であると誤認させるような表示というのは、景品表示法違反になるわけですね。そこのところと重なるというのか、どういうふうに考えればいいのかというのを一つ思います。

私たちは、繰り返しですけれども、よく買うものに、見て、書いてあって、それぞれの考えで判断して選びたいと思っています。一番誤認を生むのは、書いていないからです。書いていないから、それぞれが勝手な想像をして、誤った判断で、きっとここだろう、きっとああだろうと思って買うわけで、だから誤認しているのだと私は思っています。だから、書けるものにはきちんと書いてほしい。それで判断をするようにということを行政としても推奨していく、支援していくというか、教育をしていくというふうにしていただきたいと思っています。

それと、こういった表示の拡大ということで、国産の原材料のものを選ぶ人が増えるということは、私はとても望ましいものだと思いますし、海外でもそういったことは認められていると思っています。

○池戸座長 どうぞ。

○森田委員 先ほどから全部の加工食品にという議論を、ということがございましたけれども、これは私は何度も言っているのですけれども、例えば加工度の高いもので原形をとどめているものに関しては、そういうものは今回、別途また一つのメルクマールとすることがあるのでしょうかけれども、本当に加工度が高くて、複合のブレンドしたものを海外から原材料を輸入していくような場合は、いくら消費者が知りたいと思っても、それは、科学的にも、合理的な理由でも表示ができないわけです。その表示ができないものに関して、消費者が知る権利ということで、それを表示するということにやはり限界があるわけで、そこのところを例えば除外規定にするという考え方もあるのかもしれないけれども、そうではなくて、まずやれるところを広げていこうということで進めていくのが基

本。今回、誤認ということのメルクマールの中で、加工の程度が比較的低くて原形をとどめているとか、表示に事後的に確認するような体制が科学的に確認できるとか、そういう実行可能性の部分をきちんと入れていかないと、地に足のついた議論ができないわけです。

表示の共同会議のところでも、2要件の前提の前にきちんと「表示実行上の問題点等を考慮しながら」と書かれているわけですね。1要件と2要件の上にそれが書かれた上での1要件と2要件なわけで、今回のその報告書の案の中に実行性ということが全く書かれていない。そこでの議論になるので、論点がどんどんずれていくということになるかと思えます。なので、その部分を押さえた上で、どういうふうに広げていくのか、誤認に合わせたら、ではどういうイメージがあるのかということ、きちんとここで議論していかなくてはいけないのだと思います。

○池戸座長 鬼武委員。

○鬼武委員 この各論で原料原産地が一番難しいとは思っているのですが、やはりこれまで共同会議、それから消費者委員会/食品表示部会の下に設置された原料原産地表示拡大の進め方に関する調査会でも、常に誤認する点とか、今、出されたいろいろな意見も、議事録を読んでいると同じ議論を行っているのです。何度も何度も繰り返されているので、私も改めて過去の資料を読むと、もう今までの議論は結構されています。したがって、もう一度、事務局の方でその論点を整理して、そのロジックと、法律的にこういうふうに見える方向感ですか、もしくは方向性ですか、それをもうまとめてもらわないと、本検討会のところで、多分今日の議論だと私はまとまらないような気がします。

私も、前提としては閣議決定に反対しているわけではないですし、むしろ前回、大臣が来られたときにも、国際的に見てもひげをとらない規則・ルールを作らないといけないというのがあると思うのです。その際に、やはり今、加工食品の原料原産地をかなり推し進めているのは日本と韓国だけで、それは国際ルールからして、一方では、増田さんを中心としてコーデックス食品表示部会とか国際会議に出られているわけですね。食品表示の中で、加工食品の原料原産地表示に関する議案が、その議論に耐えられるかという視点が重要ではないでしょうか。そうしないと、WTOだって、農林水産省時代には1回しか通報していないのです。というのは、やはり国際ルールから見ると、これは日本国内だけに適用することかなということになるから、やはりその部分は、国際ルールに勝てるようなルールをつくっておかないといけないという視点で考察するべきであり、別に原料原産地の拡大を反対しているのではなくて、そのロジックがうまく成り立つような方向性もしくは方向感を是非つくってもらいたいということです。

ですから、繰り返しになりますけれども、これまでやった表示の共同会議とかいろいろな会議で、これまで本検討会で委員から出されたものも議論されていますから、その論点からどうやってもう一度踏み出すかということ整理していただいた方が、議論が進みます。本日の検討会ではもうこれ以上の議論は難しいかなという気がしていますけれども、いかがでしょうか。

○池戸座長 私が申し上げたいことと似ていたもので、多分これは、今日は方向感という形での議論です。かつ、これについては、今言われたようにかなり議論されてきたというところも一つありましてね。ただ今回、一元化ということで、品質以外のものも、品質の差異にこだわることはないということは、多分ここの皆さん方も、そこについては理解していただいていると思うのですけれども、ただ、具体的なものはどうかという話になると、これは、この案もやはり個別のものについてということで、先ほど二瓶委員が言われたように、やはり共同会議的な資料的な議論の中で何が必要か、今何が困っているかというものも議論していかなければいけない部分もあるのではないかと。

そういうものもちょっと含めて、次回は多分、もう一度報告書の案という形でお示ししての議論をいただくことになると思います。今日はそういう議論のたたき台ですので、意を尽くしていない部分が十分あるかと思っておりますので、次回はそれを踏まえてまた御議論いただければと思います。

今日は、この後、もう一つ大きな課題がありますので、とりあえずそちらの方に進めさせていただくということでお願いしたいと思います。

それでは、次の議題で、新たな食品表示制度における栄養表示についての方向感（案）ということで、事務局から御説明をお願いします。

○平山企画官 資料2について御説明申し上げます。「新たな食品表示制度における栄養表示についての方向感（案）」でございます。

これも資料1と同じように、まず冒頭でこれまでの経緯というものを整理しております。まず冒頭、その点線の中、これもたたき台の抜粋でございますけれども、前回の議論の際、基本的には義務表示とした上で、なかなか対応できない部分があるので、そこについては義務から外すといったことを御提案したところでございます。

それで、点線の下でございますけれども、このたたき台に対しまして、いろいろな御意見がございました。そこに4つございますけれども、1つは、やはり栄養成分、個体差の大きい商品、まさに表示と実際の差が、ばらつきが多いという商品についての表示というのは難しいだろうということと、あと、2つ目は、やはり中小事業者のはコストの面で難しいということなので、例えばデータベース等を用意して、表示しやすい環境整備が大事だということと、一方で、そういう中小事業者等を含めて義務化をする、除くのは不相当だという御意見がございました。更には、義務化というよりも、自主的な取組が促進されるように環境整備を進めるべきという御意見もございました。

「他方」以下で、国際的な動きについて紹介しておりますけれども、コーデックス委員会におきましては、栄養表示につきましてはいろいろ御議論しているわけでございますけれども、本年5月の食品表示部会では、まず最初の・でございますけれども、「国内事情が栄養表示を支持しない」という前提を置くわけでございますけれども、栄養表示を義務とすべきという方向性がまとまったところでございます。

そういったことを含めまして、これまた別紙ということで、義務化の考え方というもの

を用意してございます。

では、3ページの方にお進みいただきたいと思います。3ページ以下、別紙「栄養表示の義務化の考え方」でございます。

まず、冒頭、(1)のところで栄養表示の義務化の必要性等ということで整理しております。

最初のパラグラフ、「健康を」以下でございますけれども、3行目にございますように、「健康的な食生活を営むための基礎」、更には、言い換えますと「中長期的な期間で栄養を管理するための目安」ということで、やはり栄養成分の表示は大事だろうということ整理しております。

「他方」以下でございますけれども、基本的に、先ほど御紹介したように、表示と実際の含有量の間にはばらつきがあるということですが、長い目で見れば、このばらつきが平均化されていくということがございます。ですので、栄養表示については誤差が生じるということが、どうしてもその性格上あるという共通の認識をまず醸成することが大事ではないかとしております。

それから、3パラグラフ目、「また」以下でございますけれども、一方、表示をする側の方が見ると、あらかじめわかる数字でないと、厳密に言えば分析しないとわからないということとか、あと、表示をするためにもいろいろな準備が必要となるということを書いております。

4パラグラフ目、「このため」以下でございますけれども、今後のやり方として、(2)の枠組みによる義務化の方向性というものをまず定めた上で、新しい栄養表示制度が円滑かつ速やかに導入されるように、(3)による必要な環境整備を進めることが適当とまとめております。

(2)でございますけれども、新しい栄養表示制度の枠組みでございます。

まず、ア、義務化の対象でございますが、ここは2つございます。(ア)対象食品でございますけれども、ここに「原則として」とありますけれども、全ての加工食品を対象にするということですが、例えばとして、栄養の供給源としての寄与が小さいもの、例としては、これもたたき台にお示ししておりますけれども、年間の販売個数で見て、一定数以下の商品については表示を付さない。まさに寄与度が小さいということで、つけなくてもいいことにしてはどうかと思っております。

それから、対象の事業者につきましても、原則全ての事業者ということがございますけれども、家族経営のところ、零細な事業者がおられますので、そういうところに負担がかかるということであれば、適用除外という余地も残したらどうかと思っております。

4ページ目に進んでいただきますと、イということで対象とする栄養成分でございます。栄養成分はいろいろと御意見、御議論がございますけれども、今、基本5成分ということですが、やはり一旦決めてしまうと、なかなかその後で変えるのは難しいと思っておりますので、義務化の施行までに結論を出すということで、引き続き議論してはどうかと思っております。

す。

その際、「なお」のところでございますけれども、コーデックス委員会のガイドラインにおきましては、基本の5成分の他に、例えば、飽和脂肪酸とか糖類といったものがございまして、こういったことを含めて幅広く検討する必要があるとまとめております。

それから、表示の方法、ウでございますけれども、ここは2つございます。まず、(ア)でございますけれども、表示値の設定ということでございます。これも、今までの検討会で御提案させていただいておりますけれども、例えば、現行の誤差の許容範囲に縛られない計算値方式の導入とか、一定の場合の誤差の許容範囲の拡大とか、これは今もありますけれども、幅表示の活用ということで、より表示しやすいやり方を導入することが適当ではないかと思っております。

それから、表示の媒体でございますけれども、まず、最初のパラグラフで、やはり情報提供は大事だとしておりまして、中でも、成分によっては栄養摂取状況、例えば疾病状況等々を踏まえて、エネルギーのように消費者の健康に影響を与える重要な栄養成分があると思っておりますので、そういったものは極力パッケージに書いていただくと。それで、その他の成分がございまして、そういったものについては、例えば、他の媒体等を使って丁寧に情報提供をすれば一定程度のパッケージの表示の省略を可能とする、いろいろな表示の仕方を検討してはどうかと思っております。

以上が(2)でございますして、以下が(3)でございます。栄養表示の義務化に向けての環境整備でございます。

まず、一定の猶予期間を設けた上で、今お話しした枠組みによる義務化というものを図るわけでございますけれども、それまでの間、いろいろ必要な環境整備をしてはどうかと思っております。

次の5ページ目でございますけれども、2つございます。まず、冒頭のアでございますけれども、現行制度の下での栄養表示の拡大ということで、中には2つございまして、まず(ア)新たな表示方法の導入と事業者への働きかけということがございます。今、御紹介した計算値方式等を前倒しで導入する。そういうことで表示がしやすくなる環境ができると思っておりますので、事業者の方に、栄養表示をする食品を更に拡大していくこととか、あと、今の基本5成分に加えて、いろいろな成分を増やして書いていただく。そういうことを事業者の方の御協力のもとでやっていただいております。

(イ)でございますけれども、これは、その表示を御覧になる消費者の方々にとっても、栄養表示はどういうものかということをお理解いただくことが肝要かと思っておりますので、消費者の皆さんへの普及啓発、あとは共通の認識醸成といったことを進めてはどうかと思っております。

それから、イでございますけれども、円滑に栄養表示が行えるようにするための支援ということで、まず冒頭、データベースとか計算ソフトといったものがいろいろ存在しております。ただ、これらをいろいろ見てみますと、給食とか、あと栄養指導とかという、い

ろいろな幅広い目的に対応できるものでありますので、栄養成分を表示するというものに特化されていないということで、必ずしも使いやすいものにはなっていないということがございます。ですので、アの取組と合わせまして、使いやすくしていくといったような支援の充実を図っていくことが大事かと。更には、公的なデータベースというものをつくって、円滑に表示ができる環境整備というものをしたらどうかと思っております。

最後の(4)でございますけれども、義務化導入の時期ということでございます。

近年、諸外国でも栄養表示の義務化が進んでいるわけございまして、例えば、施行までに5年間ぐらいの猶予期間を認めているというところがございまして、義務化の導入時期につきましては、新法の施行後おおむね5年以内を目指しながら、今、御紹介した(3)による取組状況を踏まえて決めてはどうかと思っております。

なお、企業の中でも、大手の企業の中では輸出を手がけておられる、それで、海外の表示に対応しているところもございまして、比較的栄養表示がつけやすいということがあるのではないかと思っております。ですので、例えばということでございまして、義務化に当たっては、こういった規模の大きい事業者から順次義務化を進めるということも考えられるのではないかと提案しております。

この資料を踏まえて御議論いただければと思っております。よろしく願いいたします。
○池戸座長 ありがとうございます。

これにつきまして、どうぞ、市川委員。

○市川委員 要望と質問を1つ述べたいと思います。1ページのこれまでの経緯のところ、書き足りないところがあると思っております。「栄養表示を確認したいとの消費者の要望は強い」と書いてあります。確かにそうです。内閣府の調査によると、栄養表示への期待が大きいということは確かにそうです。ただ、栄養表示、栄養成分表示を見たことがある人は全体の4割にとどまっていて、いつもそれを参考にして選ぶ人は全体の4%にすぎないという、これはデータが出ております。つまり、栄養表示というものは、確かに消費者にとっては知りたい情報であるにもかかわらず、現実にはあまり活用されていない、そういう表示であるということを、私はまず念頭に置くべきであろうと思っております、そのところをちょっと書き足していただけないものかなと、これは要望です。

質問は、栄養表示の義務化の考え方のところで、つまり栄養表示義務化の目的は何ですかというのを私は改めて教えていただきたいです。案を読んで、目的がどうも私の中ではっきりすっきりと腑に落ちてこないのです、明確にこの義務化の目的を教えてください。

○増田課長 栄養表示義務化の目的ですけれども、栄養表示については、今、世界的にも義務化について動きがあるわけございまして。その背景としては、先行しているところもあるのですけれども、2004年のWHOの世界戦略の中で、非感染性疾患、いわゆる生活習慣病等ですけれども、そういったものの予防は世界的に非常に大きい課題であり、そのためには、食事、運動のコントロールが非常に重要であるということが明示されております。その中で、適切な食事をとっていくことの重要性が改めて認識され、世界的にこれを進め

ていきたいと思いますという動きがあり、その具体的な方策として、栄養表示の義務化によって、栄養を確認して摂取するというようなことをしていくことが、バランスのとれた食事を進めていく上で重要ではないかということで、コーデックスでも栄養表示の義務化について検討することとなったところでございます。

世界的にも今のような動きがございまして、日本においても、カロリーの摂取の多さあるいは塩分の摂り過ぎといったような、より適切な食事をする必要性というものは、国民の健康にとって非常に重要であり、広く食品に栄養表示が付されて、国民の方々がそれを見比べて、より自分に望ましい栄養内容のものを選択するということは、国民の健康という上で非常に重要だと思っております。

栄養表示については、多分見たい人がいるから表示させていくのだというだけではなくて、栄養表示を広めていくとともに、今まで関心のなかった人も含めて、栄養表示を見ていただいて、それで自分の望ましい食事というものを考えて下さいということと併せてやっていくことが必要なのではないかと思っております。見たい人が少ないから要らないというのではなく、もっとよく見て、選択してもらうことを進めながらやっていくべきものかと思っております。

○池戸座長 どうぞ。

○市川委員 ありがとうございます。まずは、国民の健康の増進と受けとめていいのでしょうかということですね。もしそうであれば、この表示の義務化ということを目指していくのであれば、具体的に、国民の健康の増進についてどのような効果があるのかという予測なり効果の程度を、ある程度お持ちなのでしょうか。

○増田課長 栄養表示に限らずですけども、表示が具体的にどういう効果を持つかというのは非常に定量的にはわかりづらい分野でございます。栄養表示は、もちろん、国民の健康に資するという目的で各国でも行われているのですけれども、多分そこでの評価は、それによって、例えば病気がこのぐらい減ったというものではなく、まず、その栄養について関心を持つ、消費行動において、やはり見比べて買うというようなところが、そもそもの出発点と考えているのが多いと私は感じております。そういう意味で、表示によって肥満というか、例えば塩分の摂り過ぎの人が減らなければ効果がないのだとか、最終的に減らすことが目的で、それがなされなかったら目的が達成されていないというものではなくて、まず、栄養について国民の関心をもっと高めるとともに、栄養というものに気をつけた選択をしてもらうという消費行動を喚起していくこと、これがまず、この栄養表示の目的の出発点だと思っております。

○池戸座長 どうぞ。

○市川委員 つまり喚起することで国民の健康を増進していきたいということですね。これについては、消費者庁の栄養成分表示検討会の中でもやりとりがされていると思っております。議事録を読むと、畝山委員が、例えば健康を目指す、増進していくということであれば、同じ効果が得られるのであれば、コストはやはり一番低い方がいいのではないで

すかと。例えば栄養表示を義務化することで、事業者がどれぐらいのコストを負担していくのかということまではきちんと把握はできておりませんが、そういうコストが一番低くて同じ効果が得られれば、別に表示の義務化というところに固執しなくてもいいのではないかと考えています。つまり、他の政策であったり、消費者教育であったり、そういうもので補完できるものであれば、何も栄養表示の義務化のところにこだわらなくてもいいのではないかとということです。

○増田課長 おっしゃっている趣旨は理解しますし、栄養表示だけで何とかがなるわけでもなく、消費者教育も非常に大事だと思っております。

表示も、そういった意味で、例えば栄養成分表等で栄養成分が確認できる生鮮食品等を含めて全部表示するというようなことは、多分コスト的にも問題はあると思っておりますが、一方、加工食品のように一品一品内容が違うものは、それに表示していただかないと、栄養成分がわからないという状況がありますので、表示により確認できるということは非常に重要だと思っております。

○池戸座長 堀江委員。

○堀江委員 やはりこの機会に栄養表示をしないといけないと思います。それで、内容ですけれども、エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウムとありますが、ナトリウムは食塩相当量で今も一般的に表示されていますが、それを望みます。

それから、猶予期間をたっぷり設けて、それで容器包装ですとか何か表示するものごと、それから、表示が今外れていても、また順次できるような、そんな環境を整えていただければと思います。

○池戸座長 二瓶委員。

○二瓶委員 一般論として、食生活の改善とか健康増進のために栄養成分に関する情報提供が重要だというのは以前にも申し上げましたけれども、これは異論のないところだと思うのですね。ただ、今日拝見するこの文書を見ますと、制度の枠組みとして、義務化の対象、(ア)の対象食品で言われているような栄養の供給源としての寄与が小さいとか、あるいは年間の販売個数が一定以下とか、今回の議論はともかくとして、今後こういうことでの線引きなんかが可能なものなのか。非常に困難だろうと思っておりますし、それから、(2)の対象事業者についても非常に抽象的で、義務化の対象と同様にちょっとあいまいだと思うのですね。

問題は、今までもずっと繰り返して言ってきたことなのですが、やはり実行可能性の問題で、特に、単に事業規模だけではなくて、業態特性や商品特性ごとにそれぞれ実行可能性、真正性や信頼性の確保という難題があるわけです。こうしたことは、やはり配慮されるべきだと思います。

いずれにしても、義務制度化というのは、やはり十分な実態把握の上に慎重に検討していくべきである、従来の私の主張と同じなのですけれども、繰り返しなのですけれども、そういう現状を踏まえて十分な検討や研究が必要だと改めて申し上げたいと思います。

それから、ウの表示方法ですね。その（ア）の表示値の設定の記述なのですが、かいつまんで言うと、「現行の誤差の許容範囲に縛られない計算値方式の導入」云々とありますが、さきに申しあげました義務化の対象とか対象事業者で言っている中身と似たようにあいまいで、果たしてこういうことで義務表示制度としての有効性というものは可能なのだろうか、確保できるのだろうかという疑問があります。

ともかく義務化をして、栄養表示をしているかしていないかというだけの監視なんていうのは制度として非常に問題ですし、こうした内容であれば、後で触れられている、一定の猶予期間までの間にさまざまな取組をしていく、環境づくりをしていくということがありますけれども、それはそれでいいことなのですけれども、こういう内容であれば、消費者や事業者や行政あるいは教育機関なりが協力して取り組む運動目標として位置付けて、いわゆる食品表示制度というよりは、別体系のもので国民的に取り組んでいく課題にしてはどうかと私は思えてなりません。

そういう意味で言うと、環境づくりで述べられているように、さまざまな自主的な取組等どんどん拡大・推進していくと。つまり、現行制度のもとの栄養表示の拡大、任意表示の拡大というのは大事ですし、現に多くの事業者が取り組んでいるわけです。私たちも、そういう意味で言うと、情報提供のガイドライン等について、更に付加していきたいと思っています。

しかし、一定の経過措置は当然あるとしても、まず、その義務化を決めて、さまざまな、かつ困難な懸案については、その間に何とかというのはちょっと理解しがたいですね。順序が逆ではないか。こうした義務化に向けての環境整備にあるような多様な取組を推進していったら、その中で実態把握、分析、研究とか課題整理をやっていく。その上で、いつ義務化が可能なのかとか目標設定していくということであれば非常にわかりやすいと思いますし、そういう意味で言うと、順序だてをちょっと逆転させれば、この方向性についてはかなり多くの方々の理解が得られるのではないかと思いますので、これも先ほどの原料原産地のところでお話ししたように、各分野の方々を網羅したメンバーで、より専門的で深い検討をしなければいけないと思います。

○池戸座長 では順番で、丸山委員お願いします。

○丸山委員 栄養表示の情報の提供を推進・拡大するということについては、共有化されていると思います。

それからもう一つ、3ページの上の方に必要性等と書いてある部分で言うと、諸外国のところでも進められていますけれども、その表示だけでそれぞれの国民の健康の問題がどういうふうに変ったということはあまり聞かない話でもありますし、また、表示をしていけば変わるというものでもないというのは、先ほど話も出たとおりだと思います。

もう一方で、それをどういうふうに、いわゆる健康づくりと申しまししょうか、表示を一つのツールとして活用する教育とか、また、関心を持ったり、働きかけをするとか、消費行動が変わるということを進める動きをつくるということで、結果としては生きてくるの

だと思えます。

ですから、そういうようなことも含めて必要性というようにあるのだと思えますので、その車の両輪的な部分で言うと、その表示があつて、それを推進するというか、受け入れて、それを活用するというものをどうつくるのかというのをしっかりと位置付けた方がいいのではないかと思います。

ですから、そのような意味で、環境整備というのは、そういう部分も含めてやっていく中身であろうということと、それから、その数値とかソフトの問題とかというようにも含めて両方あるかと考えていますということと、それから、表示の拡大の必要性ということで言えば、日本の食品加工の関係する人たちというのは、本当に中小零細の人たちも含めていて、そういうところでは逆に、いわゆる原料原産地の部分よりももっと、直接お聞きしてもわからないという部分でもあります。ただ、食生活的には、そういうようなところの人たちも、是非実行できるようなものを少しずつでもいいからつくってほしいという気持ちでもあります。そういう部分の人たちのものを利用しているものはたくさんあります。ですから、そういうようなことを考えることをしてほしいと思えます。

ですから、そういう意味で言えば、今、進められているいろいろな業界団体のところで本当にこつこつ取り組んでいるものを、更に支援をしながら、そのところで最終的にほとんど実際のところで実行されているような状態を一方で目指しながら、義務化というものに進めていくのがいいのではないかと思います。

○池戸座長 どうぞ、森委員。

○森委員 ただいまの二瓶委員、それから丸山委員の御意見に関連してということでございますけれども、業界としても、皆さんも御存じのように、もう既に、任意ですけれども、かなり栄養表示については取り組んできている状況でございます。ただ、やはり義務化ということになりますと、これは一律にという話、中小事業者の方々への御配慮というものも提案はされていますけれども、基本的には、義務化というのは原則ということになりますので、そうなりますといろいろな課題があるということでございます。

先ほど海外では進んできているということですが、ただ、そのことも非常によく実態を調べて検討していく必要があるのではないかと。例えば、諸外国における表示の実態ということで、表示するためには本当に分析が必須であるのかどうか、分析がどの程度やられているのか、それから、先ほどからも出ていますが、データベースがどの程度整備されているのか、諸外国の制度では、そういった課題をどうやって解決してきているのか、また、栄養に関する消費者教育はどう行われているのか等の実態、そういったものを事前に十分調査していただいて、その実態を踏まえた上での検討というものが、義務化に向けては必要なことではないかと考えてございます。

そういった意味では、我が国においても、先ほども言いましたように、事業者は自主的に取り組んでいるわけですがけれども、市川委員からもございましたように、栄養表示を消費者の方がどの程度御利用になっているのか、それから、それに関する問題点ですね、栄

養表示に関する問題点もあると思いますので、そういった調査・把握する必要が基本的にはあるのではないかと。

そういう意味から言いますと、表示の設定方法とか、中小事業者でもわかるような、表示できるような合理的なデータベース等の必要な環境整備というものに先に取り組んでいただく、そういったことが先決であって、義務化の議論というのはそれから検討するのがいいのではないかと考えてございます。そういうふうにしていただきたいと思いますと考えております。

ですから、当面、栄養表示の環境整備が整うまでは、ガイドライン等の整備によって自主的な取組はできるだけやっていきたいと考えておりますので、別途、学識経験者等、幅広い関係者による実行可能性の検証、それから、消費者の方は、どんなデータを利用しているのかといったようなところも含めて、検討をしていただくのがいいかと考えてございます。

それから、ちょっと話が戻りますけれども、市川委員が先ほどおっしゃったように、加工食品の栄養表示をするその目的は何ですかという御質問があったと思いますけれども、基本的には、1日に摂取する全ての食品の量を考えるならば、加工食品から摂取するというのはかなり限られている部分もあるのかなといった意味から言うと、加工食品に栄養表示をつけるという意味、目的は何かといったことも深く考えていく必要があるのではないかと考えているところでございます。

以上です。

○池戸座長 では、中村委員。

○中村委員 健康増進法が国民に責務を求めているわけで、責務を定めていまして、自らの健康を自覚するとともに、健康増進に努めなければならない、こういう観点からしますと、5年でどうのということですが、それではあまりにも時間がかかり過ぎるのではないかと。特に食塩については、非常に喫緊の課題ではないかと私は思います。

日本の加工食品は、現在大変おいしくなっていて、その中には呈味成分というものが多く寄与しています。特に塩なれ効果ということを標榜する添加物とか食品原材料が多く見られて、その結果、実際に入っている食塩に比べて、人が感じる塩味は、私たちの子どものころに比べたら、今は随分薄くなっているわけですね。例えば、おにぎりには塩飯を使いますが、その中にはアミノ酸等も入れていまして、塩なれ効果もあって塩味がかなり薄くなると。

したがって、日本人の健康を考えると、食塩相当量、他のエネルギーとかそういうことも必要でしょうけれども、食塩相当量については、これは本当に早い時期に義務化してもらって、国民が本当に健康でいけるようにやっていただきたいと思います。私は思います。

○池戸座長 鬼武委員。

○鬼武委員 私の方で机上配付したコメントペーパーのところを御覧下さい。それで、栄養表示の義務化の考え方の中身については、3ページから6ページまで少し修文をしてい

ますので、後で事務局の方で御検討いただければということが1点です。この各論で私が今から申し上げたいのは、先ほどの各論のひとつであった原料原産地と一方で違うのですけれども、今、国際的な動向なり認識がどうあるかということをもう一度日本の中で共有化するといえますか、本検討会の中で一つは認識すべきではないかと思っています。

これまでの議論の中で、やはり、言い方は違うにしても、公衆衛生上なり、そういう観点から、栄養表示についての表示をするということについては、本検討会の各委員は反対しないと思うのです。いろいろな意見も、あと実行性とかということも含めて出されていますが、その中で、事務局の方から出されたものもありますが、コーデックス食品表示部会の中でこの間、議論されていることで申しますと、私の方の資料でいきますと別紙の資料3の論点のところに書いてありますけれども、日本のこの電子作業グループに参画して、実行性、コスト・ベネフィット等重要な議論についてもやってきています。

一方で、コーデックス食品規格委員会の中では、ヨーロッパなりアメリカ、オーストラリア、ニュージーランド、カナダという先進国では、義務化の議論のところより、既にアメリカはもう何十年も前から義務化を実行しており、いろいろ苦勞はしているとは予想されますけれども、創意工夫して栄養成分の義務化を実行してきています。ヨーロッパは今回、法律改正が成って、5年先を目指して栄養表示の義務化ということに戦略が向かっている中で、これら先進国の方では、栄養表示については消費者の視点からのラベル表示利用のし易さ、例えば裏に書いてある100グラム当たりなり1食量というのが、わかりにくいということで、アメリカでは、フロント・オブ・パッケージに、明らかに消費者が選択する上でわかりやすく、3つ星とか、2つ星とか、1つ星とかゼロとかということで、明らかに過剰摂取が問題となる脂質とかエネルギーとか、重要なメルクマールがあるので、それに基づいて星をつけて、それは一般の人にもわかるように表示をしようということまで踏み込んでいるわけです。

そういう中で、日本は引き続き、義務化の是非について議論をしているのです。私は、国際的にみて日本が栄養表示の点ではルールとして見ても、そこは非常に遅れていると感じています。要するに、今回、コーデックス栄養表示に関するガイドラインの中で重要なところは、今までは日本と同じように、例えば栄養強調表示もしくはヘルスクレームされた場合には義務的表示が必要で、それ以外の場合は任意表示だったのです。今回の改正では、それ以外の全ての食品についても義務的表示を課すということがコーデックス食品表示部会5月カナダセッションでステップ5/8に進めることが決まって、今年の総会で、多分反対はないでしょうから、ステップは進むわけです。その中のエグゼンプトというか除外規定のところのいろいろな国内の事情というところで、今年のセッションは出席しておりませんが、去年行った限りでは、どちらかという新興国なり、そういうところが、いわゆる国内でいろいろなインフラが整備されていないとかの理由から食品の栄養成分に関するデータベースがないとかということで、むしろそういうこと理由から推奨しないとできないということです。繰り返しますと、どちらかというエグゼンプト、反

対しているところは、新興国が中心となっていることです。

そういうところから見ると、日本が食品表示の中で栄養表示、この部分については、私は未だ義務表示の是非についてしか議論ができていないことが恥ずかしいと思っています。遅れていると思っています。それを今回は少し進めないといけないでしょうし、昨年の栄養成分表示検討会の中でも随分議論してきており、その検討会の中では、各論としても、国民栄養調査を再解析して、先ほどどなたかナトリウムナリが重要だと言って、ナトリウムの摂取量が多いことが最重要課題であること、そういう視点からすると、栄養成分表示検討会でもある程度方向性は出ていると認識しています。その検討会報告書の勧告に沿ってどう進めるかということですから、これまでに発言したように国際的な状況を是非認識してもらって、ここで私は日本が遅れてはいけないと思っているわけです。先進国と同じような議論をしていくためにも、是非とも栄養表示の義務化をどういうふうにするかということの具体的な課題はまだまだあるかもしれませんけれども、そこに踏み込めるかということと、各論としては、栄養表示義務化について自信を持ってこれはやるべきだと思っています。

以上です。

○池戸座長 森田委員。

○森田委員 栄養成分表示の検討に関しては2010年12月から検討会が始まっていて、この一元化検討会では、その方向性を定めるということが宿題になっているわけです。今、鬼武委員もおっしゃられたとおり、国際的な情勢ということもありますし、それから、実行可能性ということについては、確かに細かい除外規定を設けなければいけないものは出てくると思いますけれども、計算値でよいこと、それから誤差も配慮しているということも含めて、かなりその実行可能性という部分についても配慮されていると思いますので、表示の義務化ということは、やはりここで定めていくべきだと思います。

表示の義務化の目的なのですが、先ほど健康増進という目的でということが出てきていますけれども、食品表示の前回やった報告書の総論全体のことを思い出してみると、安全性に関して最優先に配慮するということがありまして、私から見ると、それこそ食品添加物とか遺伝子組換え食品の表示よりも、ナトリウムの表示とかカロリーの表示の方が安全性に関する項目だと認識しています。そういう消費者もいるわけです。健康だけではなくて、安全に関しても、消費者の権利ということを確認するために栄養成分表示は大事ということで、ここに安全性ということは全然書かれていないのですけれども、そういう消費者のニーズからも、もちろん、今後検証していくことは可能ですけれども、やはりここで義務化という方向性を打ち出していくべきだと思います。

先ほどから、環境整備が先か表示義務化が先かという話がありますが、義務化をここで決めないと、環境整備も進まないのではないかと思います。ですから、まず義務化の方向性を定めて、そこで環境整備をしていく中で、おそらく、例えば今回計算値ということとかなり乱暴なところもありますので、真正性が保てないものに関しては除外規定を設ける

とか、2003年から5年間あるわけですから、考えてみたら2010年12月から検討が始まって、その5年後だったら、もう8年近くになるわけですね。EUは5年ですけれども、日本でも、あと5年先と決めたら十分に議論はできるわけです。それから、5年先ということで定めるのであれば、やはり成分を、この先変わるかもしれないからと書いてありますけれども、決めるべきだと思います。例えばコーデックスは7成分ということになっていますし、これまで2成分とか3成分とか、いろいろな話が出ていますけれども、栄養成分表示検討会からの宿題をきちんと踏まえると、もう5成分という方向性は今ある程度示していないと、環境整備ということに関しても進まない、またもとに戻ってしまうということもあります。

ですから、ここで成分を決めたり、それから義務化の方向性を決めて、そして5年間、例えばこのワーキングなり消費者庁の中で検討会を設けていただいて、そこでできない除外規定のものの細かいことを定めていながら、工程表をきちんと5年間定めて義務化の方向に持っていくとしていただければと思います。

○池戸座長 では、山根委員。

○山根委員 私も森田委員の意見に賛成です。是非、今回義務化を定めてほしいと思っています。

栄養表示に関しては、検討会で去年きちんと議論されて、実態調査等々も踏まえて議論が進んで、方向性が報告書に定まっておりますので、それを生かして、今回義務化を定めてほしいと思っています。

意見書にも書きましたけれども、今は特定の栄養素を強調する言葉を使ったときだけが対象ですから、定め方も含めて、消費者にも、事業者にもわかりにくい制度になっているので、改める必要がある。今は、輸入品にその栄養表示が書かれていても、国内で制度化されていないために翻訳されていないという現状もありますので、全ての商品にきちんと栄養表示が書かれて、それを理解して消費者が選ぶ、健康に生かすということに早く取り組んでいただきたいと思います。

私も、5年というのがちょっと長いという印象は持っていますけれども、できることからきちんと進めて、早くに全体に整備が広がればよいと思っています。

○池戸座長 どうぞ。

○鬼武委員 先ほど言い忘れた追加で1つだけ発言します。私の資料の別紙の資料3の7ページのところを見て下さい。これは、多分事務局の方は御存じだと思いますし、コーデックスの食品表示部会のところ、これは2010年に出された附属の資料で、栄養義務化関連の問題ということで、国際会議の中でも十分にコストとベネフィットなり、それが8ページのところで、消費者なり政府のコストのかかる点、それから、便益としての消費者、政府、産業界ということで、この検討会で問題にされている点も課題として全部網羅されていると思いますし、10ページのところでは、実際にはこの除外されるような規定についても、栄養素として無視できるような食品については除外にするとか、いろいろ事業者な

りということで、そういうことも全て書かれてありますので、この辺をもう一度オーソライズすれば、一つは、栄養表示義務化のところのハードルとなっているところも解決できると思っています。

あと、13ページのところは、これはEUの方、今回の義務的栄養表示の要件の一つとして、成分として、情報としてEUに必要なものということで除外規定があります。栄養表示義務化の課題の中で、除外規定を最初から列記することは、個人的には好ましいものと思わないのですが、これまで検討会の中で議論された実行可能性からすると、このような事例も考慮すれば、ある程度、日本の中でも法体系としては整理ができるのではないかと考えています。是非こういう点は参考にさせていただきたいと思っています。

以上です。

○池戸座長 では、市川委員。

○市川委員 私は、最初に述べたように、この栄養表示成分の義務化については拙速であってはいけないと思っています。まず義務化ありきではなくて、やはり消費者に活用してもらえる表示にするにはどういうふうにすればいいのかとか、健康増進するためには本当に何が必要なのかというあたり、まずは環境整備が最初であって、順番が逆だと思っています。そのことをお伝えしておきたいと思います。

それから、海外ではもう義務化が当たり前というお話を森田委員、鬼武委員が一生懸命されています。確かにそれは事実としてあるかもしれませんが、日本は日本としての健康長寿国というプライドを持ってこの栄養表示に臨んでもいいのではないかと考えていますが、世界的に見ると端っこにいる日本の何とか感覚になってしまうのでしょうか。でも私は、日本という国は、借金を抱えている国だという現実をもっと消費者も国民も知るべきだと思っています。借金時計というのがインターネットにありまして、現在900兆円ぐらいを超えていると出ています。それは国民1人当たりになると、1人705万円ぐらい4月時点で借金を背負っているという現実があるそうです。

これは本論とはちょっと関係ないのですが、義務化をするということは、やはり企業は意図するしないにかかわらず違反になってしまうと制裁を受けるわけです。日本という国は、一度決まりをつくと、事業者も一生懸命努力もします。でも、違反になってしまったところに厳しい制裁を社会が科すという、そういう風潮があります。厳しいルールをつくって、自分たちの事業者の首を絞めるようなことをするのは、本当に消費者のためになるのでしょうか。

○池戸座長 手島委員。

○手島委員 今のお話なのですけれども、外国の製品に関してはかなりの部分がもう表示されているということ、それから、国内の製品に関しても、自主的にはあるのですけれども、かなり表示されてきているのが現状ではないかと思うのです。私は、義務化というのを前提に議論した方がいいと考えているわけなのですが、その中で例外規定、中小企業等の保護ということもあります。そういった形での例外規定等をつけることによって、

実行可能な表示制度というものを進めていくということで、まず義務化という形をとった方がいいのではないかと考えます。

○池戸座長 ありがとうございます。

二瓶委員。

○二瓶委員 先ほどの市川委員の御意見に重なりますけれども、栄養成分に関する情報提供は非常に大事だということは先ほども言いましたけれども、その重要性は痛感しておりますし、現に任意表示も進んでいるわけですけれども、ただ、義務化に向けて、義務化を目指してさまざまな取組、環境づくりを推進していくということと、先に義務化を決めて、施行後5年なら5年でさまざまな課題について何とかそれまでに解決しておこうというのでは、やはり根本的に違うのだらうと思うんですね。

よくビジネスの世界でも、MBOといいますか、目標管理型の仕事というのはあるのですけれども、こういった制度については、やはりきちんと慎重にしなければいけないと思いますし、それから、鬼武委員が御紹介していただいているような海外の事例とかというものについても、内容や進め方とか成果とか問題点について、私だけかもしれませんが、必ずしも共有化できる段階でもないと思いますので、そういうものもきちんと確認した上で、それを含めた議論が本来必要なのだと思いますね。これは、原料原産地と同様に、やはりより専門的なのか、幅広い議論が本来必要であった、これは一番最初に申し上げたことで、この一元化と併せて、並行して、そういうことをやっていくべきだった、やっておくべきだと繰り返し言ってきたわけですけれども、こういう到達状況なので、国際的には大きな流れとして義務化なのだとと言われても、実行する側としては、まだまだ不安材料がたくさん残されているという意味で議論不足だと思いますので、しかるべき場所で更に熟議を重ねる必要があると思います。

○池戸座長 では、仲谷委員。

○仲谷委員 栄養成分を義務化するかどうかというのはいろいろ議論があるところでしょうけれども、栄養成分を情報として消費者に提供するという点について否定される理由はないのではないかと私は思います。そういった中で言いますと、既にもう加工食品の抜き取りでも80%を超える表示がされているということですが、ただ、消費者が摂取する食品の全体から見ると、やはり加工食品ということで、このカバー率はそんなに高くないのではないかと。栄養摂取から見たときにですね。そういった意味から言うと、やはりできるだけ幅広い商品に栄養成分が表示されるためにはどういう方法がいいかということ議論していくということと、そのためには、ここの現行制度下での栄養表示の拡大というところを、義務化云々の前に、やはりできるだけ早く実行することが重要ではないかと思えます。

それに加えて、やはり表示をしても、どういうふうにご利用してもらえるかということ考えたときに、表示方法であるとか、あるいは啓蒙であるとか、そういったところを具体的に落とし込んで表現すべきではないかと思えますのと、もう一つは、今5項目の表示で

すが、先ほどあったように、ナトリウムなり塩分、それとカロリーということであれば、今もう既に八十何%の表示がされているのであれば、より有効な表示は何かということをごガイドライン化するとか、そういったところで対応を早急にすることが必要ではないかと思えます。

○池戸座長 ありがとうございます。

森委員。

○森委員 先ほどからもいろいろ表示の義務化のことで御議論がある中で、これは、消費者庁が昨年行いました栄養成分表示の検討会の報告書というものがございまして、これにつきましては、事業者にとって実行可能な表示方法とか、消費者にとってわかりやすく、活用しやすい表示方法、それから、行政による効果的な監視、執行体制、国民への普及啓発等、そういったことについて検討がなされ、必要な措置が講じられることを前提に栄養表示の義務化を目指していくことが適当であるということですので、基本的には、環境整備をまずやりましょうということが前提になっているかと思えます。

そういったことから言いますと、先ほども申し上げましたように、中小事業者の方も含めて実行ができるような環境を整備する。当然、海外の方では栄養表示を推進する方向に動いてきているということですから、日本の方向も決してそうではないということだと思えるのです。ただ、それをどうやって進めるかということを実体的に検討していく必要があるのではないかということだと思えるのです。

ですから、まず最初に義務化が先行するということではなくて、やはり実行可能性ということをごまず先にやるということで、その中で事業者が、自信を持っていくということが非常に大切ではないかと考えております。

○池戸座長 その他、いかがですか。

この問題については、栄養成分表示の検討会を踏まえてということになっているのですが、いずれにしても、健康栄養政策とのリンクという形になると思えます。御案内のとおり、新たな健康日本21の計画もできていますし、もうここ十数年間、これについては、例えば食生活指針の閣議決定の中でも、食品関係事業者も表示をできるだけ進めるという自主的な形でやられてきたという経緯があるということですので、多分この案は、そのより効果的なやり方として、最初に義務化ありき、ただし条件がセットですよという、だから、環境整備の中身、除外規定、それから、あとは時期をどうするかという、そのところをどう最初の方針として打ち出すかという議論だと思っております。

確かにEUも、義務化とはいっても、日本と同じではなくともそれほど違った状況において、栄養関係はむしろ振興的な姿勢を示していると思うのですけれども、あそこも、鬼武委員が示していただいた資料を見ると、除外規定はあまりないですよ。中小企業とかに対してもですね。ただ、それではどういう対策をしているかみたいな具体的な取組実態、5年と最初から明記しておりますので、そういったところのことも、先ほど御意見が出ましたけれども、やはり参考にして進めていくということかと思えます。

今日はもう時間が過ぎていきますので、また次のときにこれも含めて議論させていただくという形でやらせていただきたいと思います。

どうぞ。

○福嶋消費者庁長官 どうもありがとうございました。ちょっと議論の中身に今の段階で私が立ち入ったお話はしないようにしたいと思いますが、消費者庁の栄養表示の検討会の話が今、森委員からちょっと出ましたので、そのことだけ確認をしておきたいと思います。栄養表示の検討会の結論というのは、活用ですとか環境整備をまずやって、その後、義務化をするという中身ではありません。だからこそ、この一元化の中で検討していただきたいということを提起しているわけですので。どちらが先かということで、結局義務化はその後ですということをもとめたものではありませんので、そのことだけお話をしておきます。

○池戸座長 ありがとうございます。

どうぞ、鬼武委員。

○鬼武委員 本日の議題とは全然別の案件ですけれども、今日の議題の中身が、既に昨日の新聞に詳しく載っていたのですけれども、どうして事前にそういうものが出るのですか、教えて下さい。事前に新聞に今回かなり詳しく今日の議論される中身が既に載っており、私どもの関係者からもうその議論が成立したのかという問い合わせが寄せられて、新聞記事に気づきました。

○平山企画官 確かに新聞に載っておりましたけれども、我々から情報提供したことはございませんので、我々もどうして載っているのかなということでも不思議に思っております。取材は一切受けておりません。

○鬼武委員 わかりました。それだったら結構です。

○池戸座長 あと、議題以外で委員の方から文書等で御意見をいただいていますけれども、何か御意見等ございましたら。どうですか。どうぞ。

○山根委員 今回、このとりまとめというか、できた後に、パブリックコメントは予定していないというようなことをつい最近伺ったのですが、私はてっきりあるものと思っていて、何かこういう法令化に向かうようなものにパブリックコメントをしないということはないということも聞いていたのですが、是非やっていただきたいと思いますが、いかがなのでしょう。

○増田課長 報告書についてパブリックコメントをするということは現時点において考えておりません。ただ、法律は法律で、もちろん国会を含め御議論ありますし、更に、下位法令で具体的な義務付けをすることを想定しているわけですけれども、そのときには当然、しかるべき、もし審議会にかかるのであれば、審議会にかかり、法定のパブリックコメントの手続がなされますので、その段階、その段階で具体的に法令になる段階では、当然所要の手続はとられます。報告書はあくまで、基本的な方向性ですので、これをまたパブリックコメントをして、もう一回検討会で議論することは、今のところ考えていないという

ことです。

○池戸座長 よろしいでしょうか。

それでは、ちょっと時間がオーバーして申しわけございませんでしたけれども、本日も活発な御意見ありがとうございます。本日はこれにて閉会とさせていただきます。

なお、次回の検討会につきましては、本日の議論を踏まえまして開催日を調整したいと考えておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

どうもありがとうございました。どうもお疲れさまでした。

午後 0時33分 閉会